

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年 4 月 16 日
日本環境安全事業株式会社 北海道事業所
所長 青木 仁志

1 調達内容

- (1) 業務名 北海道PCB廃棄物処理施設
　　緑地維持管理業務(平成 26 年度)
- (2) 業務内容 北海道PCB廃棄物処理施設(当初施設、増設施設、PCB処理情報センター)の緑地維持管理業務
　　その他発注説明書による。
- (3) 業務期間 平成 26 年 5 月契約締結日翌日～平成 26 年 10 月 31 日
- (4) 業務場所 北海道室蘭市仲町 14-7
- (5) 入札方法 入札金額については、業務一式あたりの金額を記載すること。
　　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他 本件は競争参加資格を確認の上入札の参加者を選定し発注するものである。

2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(平成 26 年 5 月 1 日)において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続申立がなされている者でないこと。
- (5) 平成 25・26・27 年度に有効な全省庁統一資格(競争参加地域: 北海道、資格の種類: 役務の提供等、営業品目: 建物管理等各種保守管理)を有すること。
- (6) 北海道内に本支店又は営業所を有すること。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、日本環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (9) 仕様書に指示された要件等をすべて満たすことができること。

3 発注手続等

- (1) 担当部課

〒050-0087 北海道室蘭市仲町 14 番地 7

日本環境安全事業株式会社 北海道事業所 総務課 電話 0143-22-3111

(2) 発注説明書の交付期間及び場所

交付期間 平成 26 年 4 月 16 日(水)～平成 26 年 5 月 1 日(木)

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時～12 時及び午後 1 時～4 時(以下(3)において同じ。)

交付場所 上記 3(1)

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成 26 年 4 月 16 日(水)～平成 26 年 5 月 1 日(木)午後 4 時

提出場所 上記 3(1)

提出方法 持参又は送付(送付の場合は提出期間末日までに必着)

(4) 競争参加資格確認結果の通知予定日

平成 26 年 5 月 8 日(木)

(5) 入札の日時、場所及び方法

日 時 平成 26 年 5 月 22 日(木) 午後 1 時 10 分

場 所 日本環境安全事業株式会社 北海道事業所 PCB 処理情報センター
(北海道室蘭市御崎町 1-9-8 電話 0143-23-7015)

提出方法 持参

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

(4) 入札の実施 競争参加資格者により入札を行う。

(5) 落札者の決定方法 日本環境安全事業株式会社契約細則第 8 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最も低価の入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

(6) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 競争参加資格確認申請書作成説明会 無

(8) 手続における交渉の有無 無

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3(1) に同じ。

(11) 詳細は発注説明書による。